

パブリックコメント主要意見対応案

資料 4

新生物多様性国家戦略中間とりまとめ案のパブリックコメント期間中（2月18日～3月11日）に寄せられた主な意見についてテーマ別に整理し、その要旨をと回答案を掲載したものです。修文作業に反映するための中間集計のものであり、今後の精査により集計値が変更になることがあります。

< 生物多様性国家戦略の理念・全般について > 14件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案
1	242	2	1	なぜ生物多様性が重要か．生物多様性を保全し，持続的に利用しようとするためには，なぜ生物多様性が重要であるのか，いかに生物多様性が地球環境に直結しているかを十分に理解しておく必要がある．それが不十分であればその動機・根拠があやふやになり，保全も利用も不完全になる恐れがある．たとえば，「人間生存の基盤である環境は，生物多様性と自然の物質循環を基礎とする生態系が健全に維持されることにより成り立つ」（p. 31）とあるが，地史的に見て刹那的な現象として理解されがちな環境は，地球の起源から現在に至る超マクロな時間軸に沿って理解すべきである．生態系の一つであるオゾン層を含む大気分子組成はラン藻細菌，藻類，植物といった多様な生物が30数億年かけて光合成し続けた結果徐々に出来上がったものであり，生物多様性の歴史が地球環境の形成に強く影響した端的な例である．歴史的観点に欠ける理解では，大気の成立と生物の進化・多様化の関係などが見過されがちな点である．大気の清浄化，オゾン層の回復など環境復元にとって，人間活動の適正化のみならず生物多様性の超長期的確保が必要であることが容易に理解されるようであってほしい．この一例を見ても，生物多様性を空間的および時間的な四次元存在として把握することが，生物多様性の重要性を理解することにつながるということがわかる．	ご意見を踏まえ、次のとおり修文します。 （32ページ28行目） 「...成り立っています。多様な生物の数十億年にわたる光合成等によって大気分子組成が出来上がっているなど生物多様性は地球環境の形成に大きくかかわってきました。地球温暖化の...」

< グランドデザインについて > 12件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案
2	167	2	3	人間居住と生物多様性の好ましい関係づくりのためのグランドデザインが求められています。農山村での集落居住地とそれを取り巻く関係は、	ご指摘の趣旨については、第3部第1章第3節の1の「里地里山等中間地域」と

				<p>[奥山 - 里山 - 集落居住地 - 畑・水田 - 河川]の関係性として持続的に構成されてきました。また、漁村や島嶼での環境も集落居住地を中心として形成されてきました。この長い農山漁村の人々の暮らし歴史の中で構築されてきた農山漁村の自然と人間の共生関係の仕組みを、十分に評価し、その再生を視野に入れた上で、「案」が述べるような新しい関係性としての里地里山を考えるべきです。自然と人間の関係を里地里山の概念だけでとらえるのではなく、人間居住の視点をベースに自然との関係をとらえ、農山漁村における日本での生物多様性の展望を考えることが必要だと思います。農村漁村での生物多様性の将来イメージに関しても、農山漁村で暮らす人々の暮らしの豊かさが、生物多様性の中でより豊かな多自然的暮らしとして実現していくこと、また、そのための自然資源の持続的管理と利用のための活動の視点を入れる必要があります。</p> <p>日本の都市環境は多様な自然立地の上に成立してきました。東京はお堀を中心とした水郷都市でした。全国的にもお堀や、河川、農業用水路を都市環境の要素として組み込んだ都市構造が多くあります。また、社寺林、農家屋敷、河畔林、平地林、丘陵林等の緑地系も都市内部に組み込まれています。それらは都市の中の生物多様性の場であり、小動物達の住处です。日本の都市は生物多様性の都市でもあったのです。町田にも狸は住んでいるのです。単に、都市は人間活動優先の場として断定せず、水系や緑地系のネットワークを歴史的に形成してきた日本的な都市環境を、生物多様性の視点から理解し、都市における生物多様性のデザインをイメージしていくべきでしょう。</p> <p>日本は長い海岸線と多数の流域的環境から形成されています。複雑な地形と多様な微気候の中で都市や農山漁村の居住環境を形成してきました。かつては都市と農山漁村は密接な循環型の関係があり、それは流域的なつながりで連携していました。生物の移動も流域を介して移動していたはずですが。これらの視点から日本的な生物多様性の保全と創造のためには、流域的な都市農村の一体的な環境づくりが不可欠です。</p> <p>この流域的環境の捉え方として、バイオリージョン(「生命地域」)があります。無機的自然と有機的生物的自然から構成される地域の重層的環境の捉え方です。人間活動と生物との共生、生物多様性のため人間活動のデザインにとって、この考え方は有効です。</p>	<p>「都市地域」において修文いたします。(36ページ)</p> <p>「里地里山等中間地域」</p> <p>「奥山とともにわが国の多様な生物相を支える重要な役割を果たしてきた地域と云えます。農山村に定住してきた人々が自然と対立した形ではなく順応する形で自然に働きかけ、上手く利用することによって、多様な生物を育むことの出来る環境が形成され、自然と人間の共生関係が維持されてきました。農山村の人々の暮らし、営みの長い歴史の中で様々な知識や技術も培われてきました。伝統的な知識や技術にも学びつつ、こうした自然と人間の共生関係を回復していくことが大切です。そのことによって農山村に暮らす人々の生活はより豊かなものになっていきます。」</p> <p>「都市地域」</p> <p>「...子供たちも増えています。日本の都市は多様な自然立地の上に成立してきました。全国的にお堀や河川、水路を都市環境の要素として組み込んだ都市構造が多くみられます。また、社寺林、屋敷林、平地林等の緑地系も都市内部に組み込まれてきたものです。こうしたそれぞれの都市の自然立地を反映して歴史的に形成されてきた水系や緑地系のネットワークを基礎として、都市における人間と自然の関係を取り戻していく必要があります。」</p>
3	223	2	3	<p>1が他の記述と比べて違和感があります。大漁をもたらすことが生物多様性であるという言い方もできるかもしれませんが、海の中のいきもののにぎわいは伝わってきません。海を収奪の場とのみ考えるのは持続的な利用からいっても問題があります。1.千島から流れてきた</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修文いたします。(36ページ)</p> <p>「千島や赤道近くから流れてきた海流は豊かな生命を育み、大漁をもたらすと</p>

				豊かな海流はたくさんの魚たちを養い、氷の上ではアザラシやトドが子育てにいそしんでいる。果てしなく続く砂浜からは貝たちやカニたちの喧騒が聞こえてくる。南の海には珊瑚礁に様々ないるどりの魚が群れ、あおあおと茂る藻の間をジュゴンの群れが過ぎていく。 のように、他の記述との一貫性をもたせてください。	ともに、子どもたちは潮干狩りや磯遊びに目を輝かせる。北の海ではアザラシが子育てにいそしみ、果てしなく続く砂浜から貝やカニたちの喧騒が聞こえてくる。南の海にはサンゴ礁に様々な彩りの魚が群れ、青々と茂る海草の間をジュゴンの群れが過ぎていく。」
4	542	2	3	グランドデザインには、我が国の経済的成功が、国外の自然破壊や貧困の拡大、地球環境全体の持続性の喪失をもたらしてきたとの視点が抜けている。 　　は国外での環境保全が行われていることが前提である。	地球規模の視点については、第3部第1章第2節の国際的認識でふれています。

< 里地里山について > 33件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
5	141 142	1	1	第2の危機としては、農耕地の放棄だけでなく、田植機の導入による田植え時期の早期化がトンボ類の数を少なくしたり、水路の3面張りや掛け流しの廃止など担い手の減少に起因する省力化・機械化が農地の生物に影響を与えたこともある	ご意見を踏まえて、次のとおり修文いたします。(6ページ36行目) 「...担い手の減少をもたらしています。担い手の減少等により、多様な生物相を維持してきた伝統的な生産様式が変化しているという面もあります。また、耕作放棄地の拡大により、...」	
6	171	3	1	3	農山漁村の集落居住地も生物多様性にとって重要に空間です。農山漁村の建物は多様な生物の生息場所でもあります。	ご意見を踏まえ、次のとおり修文いたします。(46ページ 21行目) 「...水生生物の生息にとって重要です。住居、生け垣、屋敷林、社寺林、水路等を含む集落居住地も重要な生息空間になり得ます。...」
7	175	3	1	3	ここでも同様ですが、農山漁村の集落居住地の自然についての言及が必要です。生け垣、住宅、農業倉庫、屋敷林、生活用水路等が生物多様性の住処となっています。都市の市街地とは異なる評価が必要です。	
8	700	3	1	3	水田の乾田化防止への配慮を加えてほしい。戦後の3ヶ月しか水を張らない農法による水田の乾田化や乾田化に伴い農繁期以外に水が引けない事が生物多様性を大きく崩している。	「植生自然度別の配慮事項」の中で水管理上の配慮を挙げました。(55ページ6行目)
9	701	3	2	2	第3節1(2)では里地里山等中山間地という記載であったのに、ここでいう里地里山は奥山自然地域と都市地域との幅広い位置となっ	里地里山は、奥山と都市の中間に位置する、二次林、水田、草地等で形成される

			<p>ていて、対象の地域がどこを指すのか、この国家戦略の中では常に里地里山という言葉があいまいに使われているのは問題である。むしろ、生物多様性を語る際、里地里山という言葉が無理に使う必要性がないと思われる。多くの生物は里地里山に住んでいるわけではなく、その生物の必要とする生活活動範囲の中で雑木林などの林や草地、水辺(干潟、海岸、水田、用水路、ため池、湖沼、川)などを行き来している。移動範囲が大きい種もあれば極めて小さい種もある。これらの生物の生活域を語るにあたり、人の生活する場を表現しているに過ぎない里地里山という表現を使う事に意味はなく、まぎらわしく大変不適切である。</p>	<p>地域概念であり、生物多様性からみた国土のマクロな捉え方の一つである</p>
10	426		<p>絶滅危惧種が集中して生息する地域の多くは、原生的な自然地域よりむしろ里地里山地域である。都市部は人口が多く、住環境および教育環境を整えるためにも、今ある里山を残すことは重要である。都心に暮らす住民の多くはゴルフ場などの緑ではなく、里山や雑木林などの緑を残すことを希望している。しかし、バブル期の宅地・道路の過剰な開発計画が尾を引き、残りわずかな都心の里山も危機に瀕している。</p> <p>生物多様な環境の土地であっても建築行為が容易な理由は、日本の建築基準が他の先進国に比べて低く、緑の少ない都心にあっては特に、市民の意見を反映した地区計画(マスタープラン)を遵守し、緑を残す方向でより厳しい基準や条例などを定める必要がある。</p> <p>保全のためのステップとして、保全への意志を動機付ける(補助事業、イベントなど)、保全への合意を得る(緑の基本計画、NPOなど)、まちづくり、森づくりなどを計画する(市町村マスタープラン、地域森林計画)、手続きを保証し適正化する(環境アセスメント法、非営利活動促進法、行政手続法、特定市民活動促進法)などが挙げられる。</p> <p>里山の管理作業は、過去から伝えられた先人の知恵を活用して行うものであり、それを地域の未来にまで引き継いでいく役割が課せられている。また、周辺地域の環境とのかかわりにも気を配った管理をする必要がある。里山管理にあたっては、所有権を誰が持っているかはそんなに大きな問題ではない。地域ごとには里山を共有する上での慣わしや約束事がある。こうした約束事には、自分が所有する土地でなくても、その場所に応じて自ら雑木林の管理などを行うことができるものがある。こうした風習や決まりには、所有権万能の物言いを突き破る何かがあるように思える。すなわち、土地所有や地域の問題、費用の問題などについて、現場である里山から学ぶことはたくさんあるように思われる</p>	<p>ご指摘のように、都市部の緑は大変重要であり、必要な区域の保全がなされるよう、諸制度を効果的に活用するため、具体的ツールを第4部第1章第3節の4にて紹介しています。また、緑の基本計画を策定する場合には、住民意見の反映が必要なこと、現状凍結的に緑地の保全を図るために緑地保全地区制度があることも紹介しています。</p>

< 湿地について > 5 件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
11	481	3	2	3	<p>本案は、湿地等の減少・劣化を認め、生物多様性の危機に対する取り組みを使用していますが、各種の施策を単に並べているにすぎません。これでは実際にいつどのような改善が図られるか、また、目標が達成したの否かすらはつきりしません。謳い文句は聞こえがいいが、単なるかけ声だけに終わることになりかねません。</p> <p>いま行政に求められているのは、湿地の減少をくい止めるために、アメリカの国家湿地政策である‘No Net Loss’という原則を打ち立てて、保全について、具体的な数値目標を掲げ、その達成期限を明らかにするとともに、そのために必要な各事業部門毎に達成目標やその手法を明確化することです。勿論これには質的劣化を防止することも含まれるべきです。</p> <p>そして、その具体化として、環境省が重要湿地500箇所を選定した湿地については、開発を許さず、泡瀬干潟の埋立計画など既存の開発行為は、全て中止すべきです。</p> <p>また、湿地の減少・劣化の防止だけでなく、デンマークのように具体的な数値目標を掲げて湿地の再生にも取り組むことも国家戦略の中で示されるべきです。</p>	<p>重要湿地として選定した湿地については、全国一律の数値目標を設定することは出来ませんが、個々の湿地の自然環境の特性や地域の社会的条件に応じて、保護対策を講じる必要があり、保護地域として保全を強化したり、開発に際してはその湿地の重要性に十分配慮することが必要と考えています。</p>
12	150	3	2	3	<p>浅い湿地としての冬期湛水水田は水鳥だけではなく、それを餌とする猛禽類や動物、餌となる植物や両生類、甲殻類や昆虫、貝にとっても多様性の維持面から有効である。しかも冬期湛水水田は個人の努力によって行われているが、この人たちがこの人たちが守ろうとしている環境を守る法律や自治体・企業の配慮、水保全への配慮が全く整っていない現実もこの国家戦略の中で示し、配慮を行う方針をうたうべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修文します。(65ページ16行目) 「...各地で同様の試みが行われています。なお、このような湿地の生物多様性保全に寄与する取組に対しては、今後、経済的な奨励措置等を具体的に検討することが必要です。」</p>

< 自然再生について > 2 2 件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
13	99	3	1	1	<p>自然再生事業を縦割り行政の問題から救うには、生物多様性国家戦略を上位に位置づけ強化することが必要。</p>	<p>生物多様性国家戦略は、まさに国土の自然を保全・再生していくための政府全体のトータルプランとして位置付けられます。</p>

14	168	3	1	1	<p>原生的自然再生だけではなく、人間との暮らしの中で長期間成立していた自然再生、復元が重要です。里山的な自然の再生です。また、都市における自然再生は、水系や緑地系のネットワークを形成する視点から積極的に進めるべきです。その時に、人工物としての建築の皮膚、外壁、形態、都市の環境が生物多様性に寄与するよう、一種の生物のすみかとなる「生物建築 / BIO・ARCHITECTURE」、「生物都市 / BIO・CITY」的デザインが求められます。巣箱建築、巣箱都市の発想であり、建築、都市づくりは生物多様性に反するものではなく、十分に生物多様性に寄与できるデザインがあるのです。</p>	<p>ご指摘の趣旨については、第3部第1章第3節の1の「都市地域」において修正いたします。(47ページ下から5行目)</p> <p>「野鳥や昆虫などの生息場所を提供するという役割が期待されます。さらに、生物の生息にも寄与するよう建築物の形態、外壁や都市構造を考えるなど、生物多様性の観点から人間居住空間のデザイン、素材を考えていくことも大切です。」</p>
15	624	4	1	2	<p>(110ページ 第2節 農地・農業)</p> <p>基本的考え方、環境保全型農業の推進など、どこをみても過去の干拓事業推進による干潟の喪失など、生物多様性に大きな影響を与えてきた事業への反省が見られない。八郎潟干拓事業、諫早湾干拓事業、中海・宍道湖淡水化事業など過去の農業政策が、干潟や汽水域の生態系の破壊と生物多様性の減少につながった事例をあげ、干潟や汽水域の生物多様性回復のために国が実施すべき措置を記述すべきである。</p>	<p>平成14年4月に施行される改正土地改良法の中で、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が位置づけられたところです。今後、農業農村整備の実施に際して、生態系等の環境との調和への配慮を進めていくこととしています。</p>
16	54	3	2	4	<p>自然再生： これまでの造園的なビオトープ型および河川等のいわゆる多自然型工法などだけの再生スタイルでは不満なように思われます。むしろ、人為的な手法を加えずに正に「自然の再生に委ねる」再生法を積極的に推進させる、というような考え方を一部盛り込んでいただければと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨については、例えば、68ページ12行目で回復のプロセスの中で補助的に人の手を加えるものとの認識について記述しているところである。</p>

< 奥山自然地域について > 6件

No		部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
17	106	1		1	<p>(5ページ 1.第1の危機)</p> <p>高山等の山岳部の生態系も寒冷で厳しい条件下で成立しており小規模な人為にも脆弱であり、山岳部のオーバーユースなどによる影響が生じております。第1の危機に、高山の生態系への人為の影響をより詳しく書くべきです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第1節1.第1の危機に高山の生態系の脆弱性について記述を追加しました。(6ページ14行目)</p>
18	1	1		3	<p>(26ページ 2.生態系への影響)</p> <p>亜高山帯、高山帯の山岳自然公園に於ける深刻な自然破壊については全く触れられていないのはどうしたことであろう。里山偏重の記述</p>	<p>ご意見を踏まえ、第4節2.生態系の現状に山岳地の生態系の現状の詳述を追加しました。(26ページ23行目)</p>

					も全く変わっていない。自然保護法制の中で従来、里山地域、水辺地域が所謂白地地域として残されてきた傾向は否定しないが、だからと言って、最近の里山ブームに便乗して山岳自然公園の自然破壊に目を閉ざすことが許される訳ではない。
--	--	--	--	--	---

< 重要地域の保全と生態的ネットワークについて > 11件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
19	451	3	2	1	<p>この項目における重要地域が何であるのか、どこにあるのか、分かりにくいと感じます。植物に関して固有種や遺存種が多い地域として、とくに自然公園に含まれることが多い高山・特殊岩地域と湿原を含む湿地が挙げられますが、後者の湿地は第3節(61~64頁)に特記されているのに対して、前者の高山・特殊岩地域は明示されておりません。既存法令に基づく保護地域や自然公園と本戦略における奥山自然保護地域との関係も明確に書かれておりません。逆に、自然公園について、生態系、動物保護の観点が強調されておりますが、固有種や遺存種が多い植物種が書かれておりません。以下のように変更してはいかがでしょうか。</p> <p>このため、脊梁山脈・・・積極的に担っていきます。</p> <p>奥山自然地域を中心として国土の相当程度の面積をカバーしている国立公園等の自然公園については、従来の風景保護の視点に、その地域特性に応じた遺伝子、種および生態系の多様性保護の視点を加えて、生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての重要地域であることを明言します。自然公園は、特に固有種や遺存種に富む植物種とそれらの生育地保護、野生動物の広大な生息地保護の役割を担っていることを積極的な保全策に結びつけます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修文します。</p> <p>「...奥山自然地域に分布しています。本州中部や北海道等の森林限界を超えた高山、特殊岩地域では固有種や遺存種などが多くみられます。他方、中国地方のように...」</p>
20	16	3	2	1	<p>「重要地域の保全と生態的ネットワークの形成」の項目の最後にオランダの話を受けて、日本ではどのようにすべきか(していくか)という記述がほしいところです。例えば、下記のようなことはいかがでしょうか。生態的ネットワークの計画方法の研究を推進し、またモデル的な計画の策定を支援する。とくに重要な移動経路について、省庁連携事業による生態的回廊整備の整備を行い、動物の利用、ロードキルの減少といった効果を検証する。自然再生事業にあたっては生態的ネットワークの形成に資するようにその事業位置の配置を行う。国と地方、地方相互、国と地方と環境NGO、異なる省庁といったタテヨコの連携を図れるように条件整備を行っていく。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり記述を追加いたします。(58ページ 12行目)</p> <p>「こうしたオランダ等における先進的な取組事例にも学びつつ、関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携によるモデル的取組の実施とその効果の検証などを通じて、わが国における生態的ネットワークの計画手法や実現手法の開発を進め、国土、地方圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける計画策定や</p>

						効果的な事業実施に対応できるようにしていきます。」
--	--	--	--	--	--	---------------------------

< 海棲哺乳類について > 6 件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
21	222	1	4	(21 ページ 生物種の現状) この節では、主に日本の生物種の現状が報告されています。ところが、21ページ13行目に始まるクジラ類については、日本沿岸にどのような種がどのように生息しているかという本来あるべき記述がありません。どの種がどれくらい増えて(実際、大幅に増えているかどうかは明らかにされてこなかった)「生態系のバランスを崩している」と指摘されているのか、だれが指摘しているのか、生態系のバランスが崩れたという明らかな根拠があるのかなど判然としないままに、「利用を図る」という一方的な結論が導き出されています。また、「海洋生態系の健全性を維持していくために必要な知見を得るため」なぜクジラだけを殺さなければならないのかも明らかではありません。結果としては現状認識としてこの節に書き込むべき内容が捨象され、他と比べ異なる書き方になっています。従って、15行目の「一方」から「指摘もあります」までを削除する。また、18行目「個体数が豊富な」から「利用をいはかるとともに」を削除する。20行目「海域生態系の健全性を維持していく上で必要な知見を得るため」の後を削除し、「クジラを含む海の生物の相互関係などの調査を行います。」に変える。	ご意見を踏まえ、次のとおり修文いたします。(21 ページ 16 行目) 「一方、本格的に捕鯨が開始される以前と比べ海域によって個体数が大幅に増加した種もあり生態系のバランスが崩れているとの指摘もあります。このため、生息状況や生態に関する科学的知見をより一層充実させることにより、個体群の適切な保護管理を進める必要があります。」 また、「個体数...続けられています。」は削除しました。
22	594	1	4	(21 ページ 8 行目) 「沿岸域に生息する海棲動物として代表的なジュゴンについては、・・・分布域も限られていることが指摘されています。」に「・・・分布域も限られていることが指摘されています。このため、絶滅を防止するために生息状況や生態の早急な調査と研究、保護区域の指定などの早急な対策が必要です。」以下を加える。	ジュゴンについては、分布や生態に関する知見が少ないことから、環境省としてこれから現地調査を実施することとしており、保護対策については今後のデータの把握状況を踏まえて行うこととしています。

< 開発行為に対する認識について > 1 4 件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
23	131	1	1	(5 ページ 生物多様性の危機の構造) そもそも、現在の自然破壊に伴う生物環境の悪化は、生物生態を無	ご意見を踏まえ、過去を反省し「私たち」人間の行為が影響をもたらしてきたこと

					視した環境破壊が原因の大きな要素であることは周知の事実です。河川修築の利便性のみを考慮した設計、ダム建設の生態系分析の不十分さなど、猛省を要する過ちを真摯に反省する姿勢が必要です。このような視点を持ち得る省庁は環境省以外になく、環境省が率先して過去の過ちを表明することからこそ大きな戦略転換が図られます。	を明確にするため、第1節の柱書き（5ページ 6行目）を次のとおり修文いたします。 「...過大に発達した私たち人間の行為が...」
24	321	4	1	7	（164ページ 自然公園 今後の展開 イ 緊急に講じるべき施策） 「蝶」は採集ではなく、人為的な開発による環境の変化によるのみ「絶滅」します。今回、標高1500m以上での採集規制とはどのような基準で決定がなされたのでしょうか。単に「採集」イコール「悪」と考える短絡した発想からの脱却を切に願う次第です。	人為的な開発等によって環境が悪化した場合、特定の地域において絶滅の危機に瀕したチョウが人間の採取によって当該地域から絶滅してしまうことはありえると考えられます。このようなことにならないよう、生息環境の保全が重要です。
25	478	1		1	生物多様性保全の観点から、湿地をはじめ生物多様性保全の基礎となる土地については、その所有者および管理者は生物多様性を保全する義務を負っていること及びこれは土地所有権に対する内在的制約であることを明確にすべきと考えます。そして、その具体化の初めとして、河川法、食料・農村・農協農業基本法・土地改良法等の開発法に、その目的として、生物多様性を確保することを明記すべきです（これらの法律は最近改正されて環境保全が目的の一つに加えられましたが、これには人間の生活環境の保全の観点も含まれているので、生物多様性確保の観点からは、これでは不十分である）。 その上で、生物多様性保全のための保全計画の策定、保護地域の設定や埋立等の開発制限に関しては、生物多様性保全義務を前提に、新たな制度化が必要と考えます。たとえば、埋立免許や各種の開発許可については、従前の基準は改廃される必要があり、生物多様性保全の観点から新たな基準を導入することが必要です。また、現行の環境アセスメント制度で欠けている、計画段階に総合的な見地から生物多様性の配慮が必要がありますから、戦略的環境アセスメントの導入が不可欠です。	各省の様々な法制度や施策に生物多様性の観点を取り入れられるよう新・戦略のもと、その流れを一層強めていくことが大切と考えます。 なお、戦略的環境アセスメントについては、第3部第2章第7節に導入に向けての取組を記述しています。

< 森林・林業について > 25件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案	
26	338	4	1	1	日本の森林は人工林の手入れができないことによって荒廃し、生態系の劣化が著しいところが多くなってきている。一方、二次林は手が入らなくなり、自然遷移にしたがって、生態系が変化し始めているところも多く見られる、そして、落葉二次林の維持が期待される場所があ	御指摘の考え方については、「II.保全と持続可能な利用への取組」等において盛り込まれています。

					ります。わが国での原生林占める割合は非常に小さく、原生的自然は同様あまり見られない。このような現状を鑑み、荒れた人工林を伐採し、里地周辺では落葉二次林に遷移させ、奥山では原生自然に回帰させることが望ましい。また、遷移を始めた二次林に関しては、地域の必要に応じて、そのまま放置し遷移をさせる場所と、二次林に固定させる場所にすることが望ましい。	
27	497	4	1	1	「森林・林業基本計画」における望ましい森林の姿が森林区分ごとに記述されていますが、森林区分の機能ごとの施業方針が生物多様性の観点からどう位置付くのか、を具体的に示されたほうが理解しやすいと考えます。高齢級化や混交林化は生物多様性の面からも望ましい場合が多いと思いますので、そうした効果も記述されてはいかがでしょうか。	森林・林業基本計画では、森林の有する多面的機能を持続的に発揮できるよう、森林を整備していく上で重視すべき機能に応じて森林を区分し、その区分にふさわしい森林の適正な整備及び保全を実施するための施業の考え方を示しているところであり、生物多様性の観点のみから施業の考え方を位置づけることは適当ではないと考えます。なお、全ての森林は多様な生物の生息・生育の場となっていることを踏まえ、森林施業の実施に当たっては重視すべき機能以外の機能の発揮についても十分配慮する必要がある旨定められているところです。
28	42	4	1	1	「持続可能な森林経営」のためには、まず地域の利害関係者との十分な合意が必要であり、そのプロセスの確立を追加すべきである。	ご意見を踏まえ、以下のように修正します。(107ページ 27行目) 「持続可能な有用資源である木材をはじめとした林産物を、地元関係者や地方公共団体の意見を聴いて策定した長期的な計画に基づき、持続的に供給しています。

< 農地・農業について > 20件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
29	686			失礼ですが 今迄の農政は疑問だらけでしたが今回の構想は素晴らしい。 尊敬申し上げます。	
30	711	4	1	2 (1) 農業における生物多様性と生物指標の導入による表示の推進を進めるべきである。ドイツの農業政策の中で中山間地の直接支払制度に農	中山間地域等直接支払制度は、平地地域との農業生産条件の格差を補正することにより、農業生産活動等の継続を通じ

					<p>地で指定在来種4種以上の保存がなされている場合には中山間地の直接支払を受けることができる制度があり、日本でも検討を進めるべきである。</p> <p>環境保全型農業の中には環境復元型農業も含まれているが、明確に分ける必要がある。環境復元型農業では、生態系が復元されることが前提にある。</p>	<p>て、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止を図ることを目的として実施されているものであることをご理解いただきたい。</p> <p>なお、農業の有する自然循環機能の維持増進により、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることが重要であると考えています。このような観点から、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減に一体的に取り組む農業者への支援等を通じて、環境保全型農業を積極的に推進しているところです。</p>
31	523	4	1	2	<p>3(1) かんがい排水事業やほ場整備事業により土地改良が進み、湿地が失われており、そのため多くの野生生物が住処を奪われている。</p>	<p>かんがい排水事業やほ場整備事業等の土地改良事業は、生産基盤の整備を通じて、農業生産性の向上等を旨とするものです。一方、経済性や管理上の効率性を重視した工法による事業の実施に伴い、生態系や景観等への負荷や影響を与える側面も有しています。</p> <p>このため平成14年4月に施行される改正土地改良法の中で、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が位置づけられたところです。今後、農業農村整備の実施に際して、生態系等の環境との調和への配慮を進めて行くこととしています。</p>
32	714	4	1	2	<p>農業ダムの建設と農業用水のパイプライン化が慣行農法に合わせた水の利用しかできないしくみを変え、環境や生物多様性に配慮した水の利用ができるようにすることを盛り込むべきである。冬期湛水水田を行いたい農家は増えているが冬場は水がこないためにできない例があまりに多い。</p>	<p>冬期湛水水田の取組については、第3部に蕪栗沼の事例があげられています。冬期湛水水田については、ご意見として拝聴し、今後、地域の取組等を調査して参りたいと考えます。</p>
33	609	4	1	2	<p>無農薬・有機農業など環境保全型農業をより広範にひろめ、より安全な食べ物を消費者に提供するとともに、水田生態系の生物多様性を高めましょう。消費者には、そのような取り組みを進める農業者への</p>	<p>農業の有する自然循環機能の維持増進により、環境と調和のとれた農業生産の確保を図ることが重要と考えてい</p>

				支援を啓発しましょう。	ます。このような観点から、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に取り組み農業者への支援等を通じて、環境保全型農業を積極的に推進しているところと、また、消費者・流通業者と生産者との連携に向けた取組の支援等を通じた安全・安心でおいしい農産物の供給を各種助成措置を通じて推進していくこととしてい
--	--	--	--	-------------	---

< 都市・公園緑地・道路について > 17件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
34	172	3	1 3	<p>都市・町づくりに対するオープンスペース、緑地の保全が重要です。日本の都市は斜面緑地、都市農地を切り捨ててきました。生産緑地等の都市農地の保全だけでなく、公園、民間緑地、斜面緑地、平地林等の緑の保全とネットワーク形成に関して、更に踏み込んだ政策が望まれます。緑地による都市の骨格を形成するためにも、風致地区、生産緑地、都市公園等の制度的緑地の指定を拡大し、さらに民有地の緑地とのネットワークを強めることで、都市地域での生物多様性の確保のための環境が整っていきます。その上に、道路、建築等の人工物がデザインされていくことが重要です。</p> <p>また、都市における隙間空間も生物にとっての住処です。建築物の外壁や屋上等も住処となります。多様な生物の生息環境として都市を位置づけ直してみることも必要です。また、先に述べたように日本の都市は地域固有の複雑な地形と気候の中で、歴史的に形成されてきており、多様な生物の生息可能な場所も多々ありました。このような日本の都市の特徴を生物多様性の観点から評価しておくべきです。</p> <p>壁面緑化、屋上緑化、建築敷地内のビオトープ等、人為的な環境づくりで新たな生物多様性の場所を創造することも可能です。都市の中の建築群が緑化されることは、ある種の人工的な森、生物の多様な住処を創造することになります。福岡市のアクロスのような事例もこの点から評価できます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修文いたします。(46ページ下から2行目)</p> <p>「...子供たちも増えています。日本の都市は多様な自然立地の上に成立してきました。全国的にお堀や河川、水路を都市環境の要素として組み込んだ都市構造が多くみられます。また、社寺林、屋敷林、平地林等の緑地系も都市内部に組み込まれてきたものです。こうしたそれぞれの都市の自然立地を反映して歴史的に形成されてきた水系や緑地系のネットワークを基礎として、都市における人間と自然の関係を取り戻していく必要があります。...」</p>
35	610	4	1 3	<p>屋上緑化の促進はもちろんのこと、人口建造物の建築に際しては一定面積(たとえば敷地の50%以上)の緑化を義務づけましょう。</p>	<p>ご意見を踏まえて、(11)民有地における緑の創出に、屋上緑化・壁面緑化の推進</p>

						に関する記述を追加した。(127ページ 3行目)
36	720	4	1	3	都市農業は押し寄せる宅地化の波に飲まれ、むしろ農進地区より無農薬無科学肥料による農法が拡大している。都市においては生産緑地も生物多様性保全の重要な基地となっていることを明確にする。また、都市部では鎮守の森、河川敷とともに農地のほか農家の屋敷林なども都市部で激減している爬虫類や両生類、在来植物の少ない生活場所となっている。これらが相続の発生と共にどんどん消え開発・宅地化されており、これらを守るための制度・政策を早急に検討すべきである。莫大な費用をかけて新たな緑地の確保をする事も無駄ではないが、既存の野性生物の生息域を私有地であっても守れる制度を検討すべきである。	ご意見を踏まえて、4(4)~(9)のそれぞれに相続税の軽減措置についての記述を追加しました。
37	466	4	1	3	エコロードはその地に生きる生物のことを配慮しその地に済む動物にとっては良いことだと思いますが、自然を有るがままにとらえ、舗装にこだわらずその工事で出た木をチップにして舗装に使うとか簡易的な物で傷めば直したり、わざとがたがた道を造り自然を感じられる道があってもいいように思います。、サイクルされた物で出来ている道もエコロードとしてとらえ植物の多様性も配慮した考えが必要ではないでしょうか。	「エコロード」とは、地形・植生等の大きな変化を避けるための構造形式の採用、動物が道路を横断することによる車の接触事故を防ぐための侵入防止柵や動物用の横断構造物の設置など、道路整備における生態系への配慮についての考え方です。ご指摘のようなりサイクル材を活用した舗装の活用など、公共工事の環境負荷低減に資する可能性のある取組みにつきましては、平成13年3月に国土交通省に設置した「公共工事の環境負荷低減施策省内連絡会」等の場を活用し、性能、コスト、景観などの様々な観点から、実施の可能性や導入の方法などについて検討を進めていきたいと考えております。

< 河川について > 13件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
38	626	4	1	4	河川環境施策の展開の中で、生物の生息・生育環境、地域の景観等への配慮が足りなかったことを認め、河川環境施策の転換を図ったことが記述されていることは評価できる。しかし、利根川河口堰、長良川河口堰など過去の河川政策が、汽水域の生態系の破壊と生物多様性	第4節1(6)工に河口堰における取組の記述を追加しました。(139ページ 2行目)

					の減少をもたらした。これらの事例をあげ、汽水域の生物多様性の回復のために国が実施すべき措置を記述すべきである。	
39	627	4	1	4	自然再生事業の実施にあたって、NPOとの連携、順応的・段階的 施工を記述している点は評価できるが、自然再生事業を推進する一方 で、川辺川ダム、徳山ダムのように、河川生態系と生物多様性の減少 につながる事業が、環境影響評価法の対象ともならずすすめられて いる。これを改めない限り、自然再生事業は、公共事業のシェアを確 保するための方便であると疑われてもしかたがない。20世紀型の公共 事業に終止符を打ち自然再生をすすめるという国の確固たる方針を記 述すべきである。	第4節1(4)ウにダム整備等にあつ ての環境配慮の記述を追加しました。(1 35ページ 4行目)
40	489	4	1	4	p123の「魚ののぼりやすい川づくり」において、川を下るときの配 慮が欠けています。ウナギ、アユやカジカ等の両側回遊魚にとって下 るときにも問題があります。	河川の上下流方向の連続性の確保につ いても重要と認識しているところです。 遡上だけ目的に魚道の整備を行っている わけではなく、流下についても取り組ん でいます。

< 海岸について > 19件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
41	122	1	5	(29ページ 生物多様性に関連する制度の現状) 沿岸域に関する法制度や政策を生物多様性の観点から見直すべき	沿岸域の保全は大きな課題であると認 識しており、今後不足している自然環 境のデータ整備に努め、保全方策の検討を 行う必要があると考えています。
42	487	3	1	3 (49ページ 海岸・浅海域・海洋) 海については、海岸・浅海域・海洋に分けられ、浅海域は干潟、藻 場、サンゴ礁などが分布しと記載されています。ここに「砂浜海岸(平 たい意味では渚)」の海洋生物にとっての重要性がありません。渚に はアミ類等の多様な無脊椎動物やそこを生活史の生存戦略として仔稚 魚期の一時期過ごすカレイ、ヒラメ、シロギス等の生物資源として も大切な種が多く利用しています。さらに、我が国の海岸線35000kmの うち、12000kmがすでに人工的な海岸になり、そんな現状での砂浜海 岸の重要性は言うまでもありません。	ここでは、生物多様性を考える重要な 要素として渚の環境を挙げています。

< 海洋について > 17件

No		部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
43	119	3	1	3	(47ページ 国土の構造的把握 (5) 海岸・浅海域・海洋) 事務局案では、陸上生態系に比べて海洋生態系に関する記述が圧倒的に少ないという問題があるが、海洋生態系は、陸上生態系と比べてP/B比(生産/バイオマス比)が極めて高いことから明らかなように、いわゆるフローが卓越する系になっており、陸上よりも生物組成の経時変化やそれに伴う物質循環速度が大きい、という特徴を持つ。本来、生物多様性はこの物質循環の様態と密接に関連しているが、事務局案ではそもそも「物質循環」の視点が希薄であり、海洋生態系の基本的な特徴についての記述もほとんど無い。しかし、上記のような観点からすれば、海洋生態系の保全は、陸上のような特定稀少種の保全を指標にするというよりは群集としての保全という観点が必要であり、そのような特質を踏まえたうえでの生物多様性の議論が必要とな	ご意見については、第3部第1章第3節の生物多様性から見た国土の構造的把握の(5)において、記述を追加しました。(49ページ 19行目)
44	630	4	1	5	(140ページ 港湾海洋) 港湾に関しては、「戦後の経済発展の中で、豊かで安全な生活と引き換えに、多様な生物の生息場所である沿岸域の干潟・藻場等が消失してきた」事実を記述した点は評価できるが、沖縄県の泡瀬干潟の埋め立て計画にみられるように藻場の移植を条件として埋め立てが進行している事実がある。しかも藻場移植が成功した事例は海外も含めて皆無である。「重要な干潟等についてはできる限り保全する」という表現では不十分であり、「重要な干潟等は100%保全した上で、失われた干潟・藻場の回復を図る」という国の確固たる方針を記述すべきである。	重要干潟等の保全と失われた干潟等の回復を図る旨記述しているところであり、御意見は今後の参考とします。

< 漁業について > 32件

No		部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
45	46	4	1	6	(148ページ) 延縄船の海鳥対策など、偶発的捕獲への対策を賞賛する。しかしながら、沖縄海域のジュゴンなど絶滅が心配される種の混獲については、緊急に対策が必要である。「・・・を図っているところであり、今後とも推進していく必要があります。」のこの後に、「特に沖縄海域のジュゴンなど絶滅が心配されている種の混獲については、緊急に対策が必要である。」を加えるべきである。	当該部分は主として漁業活動と密接な関係を有する海鳥、サメに関する問題について触れており、ジュゴンについてはその希少生物としての性格に鑑み保護対策を推進することが必要との観点から第3部5節3.(72ページ)の記述において、保護の必要性について述べていま

						す。
46	195	4	1	6	(148ページ)「我が国としてもワシントン条約等の適切な運用を通じ」との記述は、日本の水産業界が、ワシントン条約の不合理な介入によって長年の苦難を味わっている状況についての認識が欠如しており、納得がいかない。海洋生物の保存・管理は、専門的な知識、経験を有する、FAO国連食糧農業委員会、各地域漁業管理機関に委ねなければ、健全な水産資源の保存管理を確保することはできない。この記述は、「我が国としてもFAO、各地域漁業管理機関との連携、協力により」とされたい。	海洋生物資源の保存及び管理に関しては専門的な国際機関等の場を通じて図る必要があることから、意見の趣旨に関しては第4部第1章第6節2(2)海洋生物資源の持続的可能な利用の推進(162ページ)で述べているところです。なお、ワシントン条約の関係についてはその適切な運用が求められていることから、適切な運用を通じ、これら資源の保全に努める旨の記述を行っています。
47	50	4	1	6	小型鯨類の調査とその結果の情報公開が不十分である。また、沿岸性の魚介類の汚染状況から判断して、クジラ・イルカ類がかなり深刻に汚染されていると思われる。クジラ・イルカ類の現状を把握するため、また、国民の懸念に応えるため、十分な調査を行い、その結果を公表すべきである。	小型鯨類についての調査等の報告は、独立行政法人水産研究センター遠洋水産研究所から報告されており、その結果は水産庁のホームページを通して入手可能です。また、鯨類に対する環境汚染物質が与える影響も随時行っており、日本鯨類研究所から報告されています。
48	143	4	1	6	漁業の項目では、海洋生物とくに海洋ほ乳類が海洋生物資源の持続的利用という側面からのみ記述されており、生物多様性の保全という視点からはきわめて偏っていると指摘するを得ない。シロナガスクジラ、ザトウクジラ、セミクジラ等の種は、移動性の動物種の保護に関するボン条約の附属書Iに掲載された種であり、国内的には種の保存法の対象とすべき種である。しかし、我が国は未だにボン条約を批准しておらず、海生哺乳類は、種の保存法の対象種となっていない。このような状況の中で、ミンククジラ等の持続的利用を主張しても、日本はすべての鯨類を生物資源としようとしているという疑いの目で見られることは明らかである。鯨類を生物資源としてではなく、地球の生物多様性の一員として記述し、ボン条約批准に対する国の積極的な方針を明記すべきである。	鯨類を含む全ての海洋資源は持続的理の原則に従い、利用されるべきです。海洋には多くの生物種が存在する中で、クジラ等特定の種のみを科学的根拠もなく保護する正当性はないと考えています。また、シロナガスクジラ、ホッキョククジラ及びスナドリについては、水産資源保護法に基づき採捕の禁止等の保護措置をとっています。
49	52	4	1	6	養殖漁業は、一度に多量に漁獲できる、安価な魚類(多獲性浮魚類)を餌にして、より商業価値の高い魚類を生産するという点で理解できる。しかし、餌資源の無駄、餌のやりすぎが引き起こす、周辺海域の富栄養化、網に塗布する薬品の影響などのマイナス面を軽減する調査や措置が必要である。	海域環境に配慮し、養殖漁場の維持・改善を図るため平成11年5月「持続的養殖生産確保法」を制定し、適切な養殖業の確立を図ってまいります。

50	152	4	1	6	<p>国家戦略案は、日本が、世界有数の漁業国であり、世界最大の水産市場国であることを、十分に認識していないように感じます。日本の存在が世界各国の漁業に影響を与えていることは、日本へのマグロの輸出国が、70を超えていることだけ見ても明らかです。</p> <p>日本の市場がまぐる資源を枯渇させているとの批判にも、便宜置籍船、いわゆる「海賊」マグロ漁船の獲ったマグロをすべて日本が輸入し続けている実態を見れば、返す言葉もありません。国として、限りある水産資源の持続的利用を確保するためには、こうした違法に獲られた漁獲物を国内市場から排除すべく、しっかりとした貿易管理を国家の政策としてこれを確立して行うべきであり、その方針を国家戦略に明記すべきであると考えます。</p>	<p>マグロについては、我が国が世界の生産及び消費において重要な地位を占めていることを踏まえ、ＩＣＣＡＴ等の国際漁業管理機関において、資源管理の枠組みづくりのために積極的に活動するこりと併行して、これらの機関における取り決めに従い、便宜置籍漁船等による漁獲物について、輸入規制等の措置を講じてきたところであり、今後ともこのような措置を通じてマグロ資源の国際的資源管理を推進していくこととしている。また、これらの取り組みと併せ、国際的な資源管理問題等に関する消費者の理解の促進を図りながら、その合理的な選択に資するため、水産物の原産国等についての表示の適正化を推進するとともに、資源管理を遵守して漁獲されたものかどうかを消費者が識別できるようエコラベリング・システムの導入を推進する。</p>
----	-----	---	---	---	---	---

< 自然公園について > 20件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
51	494	4	1	7	<p>(164ページ)</p> <p>私は小学生時代から、蝶を中心とした昆虫採集を40年近く続けています。採集を通じて多くのことを学び、様々な喜びを体験してきました。これらの詳細については別途述べたいと思いますが、今後の環境保護行政を推進されるにあたり、ぜひともご留意いただきたい点を述べておきます。</p> <p>それはもうこれ以上昆虫採集の法的規制をしないことです。採集という行為を規制する一方で、その種が棲息している環境を、根こそぎ破壊したり、その種が食草または食樹として利用している植物を除去したり切ったりしている例は多数あります。広島県三和町のヒョウモンモドキの大発生地へのゴルフ場、キャンプ場建設による絶滅、兵庫県黒田庄町の「はりま時計の丘公園」建設によるギフチョウの発生地破壊、鳥取県日野町の牧場づくりによるヒメヒカゲ、ウスイロヒョウモンモドキの棲息地破壊、岡山県川上村の開発によるゴマシジミ産地の破壊・・・この他挙げればきりがありません。</p>	<p>(178ページ 9行目)</p> <p>今国会に提出されている自然公園法改正案では、特別地域内では環境大臣の指定した動物の捕獲が原則禁止されることとなります。どの種を選定するかは、自然公園法改正案成立後に具体的に検討されることとなりますが、特別地域は、従来から開発行為の規制が行われている地域であり、生息環境の保全も行われています。ご意見については改正案成立後の、保護対象種の指定の作業にあたって参考とさせていただきます。</p>

					<p>節度ある昆虫採集によって、その種を減少させるようなことは決してありません。これは長年の体験からもデータからも、自信を持っていることができます。ところが、環境を破壊すると、二度と復元は不可能です。今、西表島・浦内で進められている一大リゾート建設のようなものこそ規制すべきものです。ここはタイワンキマダラ(蝶)の国内で唯一の多産地です。食樹を他に移植という案もあるようですが、そんな安易なことで解決するような簡単なものではありません。またここでは国内で2例目のシロモンクロシジミが昨年記録された地です。</p> <p>また、聞くところによると1500m以上の山で30種の蝶の採集規制もお考えだそうですが、安易な採集規制は、昆虫採集の楽しみ、学問的な探求の機会を奪い去るもので、ぜひ避けていただきたいと考えます。昆虫は環境さえ保護すれば、一部の例外を除き、採集程度でいなくなるものではありません。</p> <p>私は様々な機会や場を通じて、今後も同好者のモラル向上のための啓蒙活動と時代を担う世代の育成活動を続けて行く所存です。</p> <p>重ねてお願いしますが、もうこれ以上採集規制という手段はとらないでください。</p> <p>今後、何かお役に立てることがありましたら喜んで協力いたしますので、遠慮なくお申し付けください。</p>	
52	106	4	1	7	<p>第3部第2章第4節(65～66頁)における自然再生事業の記述に関して、自然再生事業の対象となる人工的生態系、衰退した生態系を明記し、そこを明確にした慎重な対策が必要であること、自然再生事業を行う際には、土木工事ではなく、各レベルの生物を主体とした生態学的視点が基礎となる主旨を指摘しました。他方で、奥山自然地域、あるいは自然公園はそれぞれ別途に、自然性が高く、生物多様性保全の中核となることが書かれており、急峻な地形の場所では地形改変に脆弱であるとも記述されております。そうすると、この項目の記述は大きな矛盾をはらんでいます。また実際には、山岳域における環境省主導の土木工事でも新たな自然破壊となる例が多いので、自然公園における自然再生事業については極めて慎重でなければなりません。この項目は、国民に広く基本論議を投げかけるべきところであり、個人的には環境省の方針変更が必要と考えます。少なくとも、以下のような文章変更にはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・すぐれた自然環境を有する国立・国定公園・・・ ・・・すぐれた自然環境を有する自然公園 ・・・失われた自然環境については修復・復元していくことが必要です。 ・・・自然性が失われた部分では修復・復元していくことが必要です。 ・・・国立・国定公園を自然再生事業を優先的に実施する場所と位置 	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修文します。(178ページ 21行目)</p> <p>「すぐれた自然環境を有する国立・国定公園は、特にその自然環境を指定当時の姿のまま次世代に引き継いでいくことが重要であることから、失われた自然については修復・復元していくことが必要です。この観点から、次の措置を講じます。</p> <p>国立・国定公園を自然再生事業を優先的に実施する場所と位置づけ、積極的に自然再生事業を推進します。ただし、自然性の高い地域での事業となることから、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで、地域住民やNGO等との合意形成を十分に図るとともに、事業着手後は、モニタリングと順応的管理を継続的に実施していくことが必要です。」</p> <p>なお、都道府県立公園に関する今後の展開については国の施策として記載でき</p>

				<p>づけ、積極的に自然再生事業を推進するとともに・・・ ・・・・自然公園における自然再生事業は、自然性と希少性の価値が極めて高い地域での工事になるので、事業の是非に関する計画段階からの論議を含んで、とりわけ慎重に取り組むとともに、</p>	<p>ないので国立・国定公園として記載しません。</p>
53				<p>「ホットスポット」から見た地域保全 戦略案（第4部7節）では、生物多様性を保全する方策の一つとして自然環境保全地域・自然公園で生息域内保全が指摘されている。近年、固有種が集中する地域を「ホットスポット」として捉え、そこを保全することによって、生物多様性を効率的に保全する動きが高まっております（Nature 403:853, 2000）、いくつかの国ではすでに関連の本が出版されている。「ホットスポット」はかつての気候変動に応じて生物がレフュージアとして避難し、種分化が頻発した地域であると理解される場合も多く、生物学的に重要な地域である。このように生物多様性を種の分布様式から捉える「ホットスポット」についての調査研究は日本では不十分である。自然環境保全地域・自然公園とホットスポットを比較する調査研究を行って、効率の良い保全を実施することが大切である。</p>	<p>今後、わが国におけるホットスポットの調査研究を進め、ギャップ分析を実施して、適切な保護地域のあり方を検討します。</p>

< 野生鳥獣の保護管理について > 71件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案	
54	519	4	1	1	<p>（ア）について 野生鳥獣の被害対策として適正数の維持を図ることは必要であるが、そのためには継続的調査を行い実態を把握しておくことが必要と考える。過剰な保護により急激な個体数の変化を招かないよう配慮する。</p>	<p>(1) 本国家戦略においては、野生鳥獣の保護管理に当たり、第4部第2章第1節の2の(4)の「野生鳥獣の保護管理」及び同(5)の「野生鳥獣の生息状況等の調査・研究」において記述しているとおり、平成11年の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正に伴う特定鳥獣保護管理計画に基づき地域の個体群の規模や生息環境を目標とした保護管理を行うため、狩猟者または鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲場所や捕獲数など捕獲鳥獣に関する情報の収集とそのデータベース化等により生息数の調査等を行い所要の個体数の調整を行うほか、有害鳥獣駆除や狩猟による鳥獣の捕獲等を行うこととし</p>

						<p>ているところでは、 (2) 森林の保全に当たっては、有害鳥獣駆除等に加え、特定鳥獣保護管理計画に基づく野生鳥獣の個体数の調整を行っているところであり、今後とも農林業被害の防止に向けて関係省庁との連携を図りつつ、上記(1)の考え方にに基づき所要の対策を実施する考えです。</p>
55	25 80	4	2	1	<p>野生鳥獣の捕獲の規制に次を付け加える (捕獲の方法について) 「捕獲の手段としてのとらばさみ、くくりわな、箱わななどは、野生動物を無差別殺傷をするおそれが高く、イノシシ用のわなにクマがかかるなどのいわゆる錯誤捕獲が増えています。ワナの規制を強化するとともに、標識のない違法なわなの摘発を積極的に進めます。猟犬については山野に遺棄し野犬化させないこと、ヒトや家畜への危害の防止に努めるよう啓発普及を図ります。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、187ページ22行目に次の文章を追加します。 「さらに、くくりわな等による錯誤捕獲や犬のみによる狩猟など、猟法に係る問題への対応の検討を進めます。」</p>
56	305	4	2	1	<p>傷病鳥獣救護は動物愛護の精神から必要だと思います。しかしこれは個体の生命の救済であり、1個体の生命が全体にとって重要な意味を持つ状況の希少種を除くと、種または個体群の保護管理とは別次元の話だと思います。「情報を化学物質などによる野生鳥獣への影響の把握などに活用」とありますが、これは救護したものが死んだ後の調査・研究レベルの話ではないでしょうか。私は野生鳥獣の保護管理の視点からは、救護体制の整備よりも、死体回収・死因究明体制の整備の方が重要だと考えます。死亡状況、死因究明は個体群動態把握の一助となりますし、ここ1-2年、アメリカで問題になっている西ナイルウイルスのような人獣共通伝染病の把握にもつながります。もちろん、上記の化学物質蓄積による影響の発現・実態を広く、早く把握する方法にもなると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、野生鳥獣の救護体制等に次の文章を追加します、 「その際、油汚染事故など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合への準備及び対応や希少鳥獣の取扱いに配慮すると共に、併せて捕獲個体や子房個体から保護管理に有効な情報を得るための体制の整備を図ります。」</p>
57	125	4	2	1	<p>最近問題になっているヒグマへの餌やり、ハクチョウ、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ、ニホンザルへの、管理されていない不特定多数が行なっている給餌に関する対処が全く無い。</p>	<p>ご意見を踏まえ、(7)の第二段落を次のように修文します。 「また、野生鳥獣の保護管理に関しては、広く人々の認識を深める必要があります。安易な給餌(餌やり)が野生鳥獣の生活に影響を与え被害を助長している事実があることなど、身近なところから人と野生鳥獣との共生を図るための普及啓発を進めます。」</p>

< 野生生物の保護管理（移入種（ブラックバスを除く））について > 58件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案	
58	641	4	2	1	日本は野生生物の輸入大国、消費大国である。密輸の目的地ではアジア域内で日本が一番多かったことや、日本の税関におけるワシントン条約附属書掲載種の輸入差止件数が約1,700件(2000年)にもものぼっていることにもあらわれているとおり、合法取引のデータにあらわれている以上の野生生物が日本の消費が原因となって悪影響を受けていると考えられる。こうした状況からすれば、これら輸入される種の国内需要及び流通の徹底した管理・監視が必要と述べるべきである。	国内流通規制については、実効性ある規制体制づくりが課題で、現在の規制制度を効果的に実施していくことが優先的課題と考えています。
59	421	4	2	1	4。素案第4部175ページ3。移入種（外来種）等生態系への攪乱要因への対策の項に次の記述を挿入されたい。 「(8)野生動物の輸入規制の強化 海外から大量に野生動物が輸入され、海外の生態系を脅かし、種の絶滅を加速させているばかりか、国内で遺棄されることにより、国内の生態系へも甚大な脅威を与えています。例えば、南西諸島では交雑が起り、固有の種の遺伝子が汚染されています。さらに、近似種においては、国内における密猟の隠れ蓑になっている。従来輸入規制を強化し、危険な動物については、輸入を止めることを含めて検討する必要があります。また、流通を監視する必要があります。」	原産国での生息状況への配慮は、(1)エ普及啓発で記述。予防に関する措置の強化については、(1)アで記述済みです。
60	740	4	2	1	移入種の侵入の予防においては、広く国民に対して普及啓発を行い、個別の対策においても理解を得ながら行うのが重要である。特に固有の生物相を有する島嶼地域など、生物多様性保全上重要な地域において、多くの市民の協力を得ながら移入種の管理を徹底できるよう、普及啓発活動にも力を入れるべきである。	(1)イ及びエにおいて、地域住民の協力について記述を追加。

< 野生生物の保護管理（ブラックバス等）について > 1095件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案	
61					在来魚が少なくなったのは、護岸や河川改修などの公共事業による生息環境の破壊、農薬の使用、家庭排水による水質汚染など様々な人間活動が原因であり、ブラックバスの責任にするのはおかしい。 ブラックバスの駆除なんてできるはずがなく、そんなことに国民の	生物多様性国家戦略には、在来魚がブラックバスのみによって減少していると記述しているものではなく、第1部第1節において、3つの危機として

			<p>血税を使うのは無駄。それよりも、河川や湖沼の護岸を壊してもとの自然環境に戻したり、水質浄化を行ったり、在来魚の繁殖事業に使った方がよい。</p>	<p>開発・過剰利用・汚染等の人間活動に伴う影響、里山の荒廃、中山間地域環境の変化等の人間活動の縮小や生活スタイルの変化に伴う影響、移入種等の人間活動によって新たに問題になっている影響について明確に記述しているところであり、それぞれの危機に関する取り組みについて記述しているところである。</p> <p>また、在来種の繁殖・保護を図るため、魚礁設置、産卵場の造成等の在来魚の生息環境の改善を行っているところである。</p>
62			<p>自分や家族の大切な趣味であり、生き甲斐であるので、バスを駆除したりバス釣りを禁止したりするのはやめてほしい。バス釣りはすぐれた自然とのふれあいの手段である。</p> <p>キャッチ&リリースを行うバス釣りは、命の大切さを子ども達に伝えるのに最適。それを害魚だから殺してしまえというのでは、子ども達にどのように説明できるのか。ブラックバスの駆除は、子どもたちの教育上も良くない。</p>	<p>バス釣りの自然とのふれあいの効果を否定するものではないが、生物多様性に不可逆的な影響を与える場合には、自然とのふれあいとして適当ではない。</p>
63			<p>バス釣りにより一大産業が発展している。この経済的メリットを考慮せず、生態学的なデメリットのみで駆除を決めるのは不適切。入漁料や環境整備協力金等を取ることで地域振興にも役立つので、この方向を目指すべき。</p> <p>バス釣りには、数多くの企業が関係しており、バスを駆除してしまうと、この不景気の中、数多くの企業倒産や失業者を出すことになりかねない</p>	<p>生物多様性国家戦略では、持続可能な利用に関する記述も盛り込んでおり、利用に先立つ影響の予測とそれに応じた管理を行うための効果的な措置を検討する必要があるとしている。</p> <p>ただし、生物多様性に対し、不可逆的な影響を与える場合には、経済的メリットとの単純な比較は適当でない。</p>
64			<p>ブラックバスが生態系に影響を与えていることは理解できるし、密放流も断固禁じるべき。しかし、バス釣りを全てできないようにするのはなく、釣りの振興団体が提唱しているゾーニングによりすみわけができるようにしてほしい。例えば、琵琶湖、河口湖等のようにバス釣りができる管理釣り場を増やし、それ以外でのバス釣りは禁止してはどうか。</p> <p>アメリカのようにライセンス制を導入し、バス釣りのできる人と場所を限定する。ライセンス料は釣り場の環境整備や在来種の保護増殖に用いるべき。</p>	<p>生物多様性国家戦略では、持続可能な利用に関する記述も盛り込んでおり、利用に先立つ影響の予測とそれに応じた管理を行うための効果的な措置を検討する必要があるとしている。</p> <p>ただし、生物多様性に対して、不可逆的な影響を与える場合には、利用との両立は困難である。</p>
65			<p>ブラックバスは、長い時間が立てば、生態系の中に溶け込み、生息密</p>	<p>生物多様性国家戦略第3部3において、</p>

				<p>度も低下してくる。ブラックバスの捕食により在来種が絶滅するなんてことは考えられない。人が変に駆除を行うと、ブラックバスが日本の生態系に調和するのが遅れるだけである。自然にまかせるのが一番良い。</p> <p>ブラックバスはすでに生態系の一部になってしまっている。</p> <p>ブラックバスの本場、アメリカでは、バスは他の魚を絶滅させることなく生態系の頂点で安定していることから、日本においても他の種を絶滅させることはなく、安定した生態系を確立するはずである。</p>	<p>自然資源の利用にあたっては、現に生物多様性保全上重要な場所は保全を基本として悪影響を回避し、利用は長期的な視点に立って、自然の循環能力を超えずに生態系の構造と機能を維持できる範囲内で、また生物資源の再生産が可能な範囲内で持続可能な方法により行うことが重要であるとしているところ。</p> <p>また、外来魚が既に日本へ移入され定着していたとしても、それをもって将来に維持すべき生態系として単純に位置付けることはできない。</p> <p>さらに、アメリカではブラックバスが元々生息していた地域であり、アメリカから移入された日本と同列に比較することは困難である。</p>
66				<p>「移入種の駆除・管理」ですが、ここでもブラックバスを例に挙げた場合、多くの水域で食物連鎖の最上位グループに属するような影響力の大きな種については、生息場所や生息数の管理ではなく、駆除が最善の方法である</p> <p>在来種からなる日本の生態系は後世に引き継ぐべき貴重な財産であり、これに危機をもたらす外来種は完全に駆除すべき。</p>	<p>ブラックバスについては、生息域の拡大を防止するとともに、生息数を減らすことを基本に対応することとしており、現在、漁協等による駆除事業を実施しているところである。</p>
67				<p>生物の進化と分類に関する教育を受けていなければ、何故、バスが問題なのか理解できない。初等理科教育において子どもたちに教える必要がある。国民に十分な知識と情報の提供が必要。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。なお、外来種対策の広報・啓発活動について記述しています。</p>

< 野生生物・生態系と化学物質について > 61件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
68	410	1	1	<p>(7ページ 3.第3の危機)</p> <p>生態系保全を考える上で、化学物質による影響を「第3の危機」として取り上げられていることは大変評価されます。</p> <p>(中略)</p> <p>近年、内分泌攪乱作用を有する人工化学物質、いわゆる環境ホルモンにより、野生生物の種の存続が脅かされているという報告が数多く出されています。つまり、人類存続の基盤である生態系の維持が、人</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。なお、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質による野生生物への影響については、第4部第2章第1節(193ページ10行目)において調査への取組について記述を追加しました。</p>

					<p>工化学物質によって脅威にさらされているわけです。</p> <p>したがって、生態系を保全していくためには、化学物質による生態毒性や内分泌攪乱性の考え方を取り入れた持続可能な化学物質政策が重要です。中間とりまとめ案でも指摘されている通り、化学物質による生態系影響はまだまだ未解明なものが多いのが現状です。だからこそ、国は、その解明のための調査研究を一層推進するとともに、生態毒性をチェックし有害のおそれのある化学物質の製造・使用を制限するとともに、総体としての化学物質のリスク低減策を講じる必要があると考えます。</p>	
68	561	1	1	<p>(7 ページ 3 . 第 3 の危機)</p> <p>動植物への毒性を有し、生態系に影響を与えるのは、例示されている PCB など POPs ぐらいではないか。</p>	生態影響のおそれがある化学物質としては、PCB 等の他、トリフルス化合物やニルフェノール、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ホルムアルデヒド等も挙げられます。	
69	352	4	2	1	<p>(178 ページ 3 (2) 化学物質対策)</p> <p>野生生物の保護と管理を進めるうえで、近年、生態系の攪乱の原因の一つとして疑われている化学物質による「第3の危機」を回避し、生物多様性の維持保全と農林水産業への影響の未然防止のためにも、「化学物質による生態系影響に関する対策」(P.175)を進めることは極めて重要な施策と思います。</p> <p>化学物質と生態系との関係については、本中間取りまとめ案にも記述されているように、「既に諸外国の化学物質関連法制度において、人の健康に加えて生態系を含む環境の保護が目的とされ、また、化学物質の野生生物への内分泌かく乱作用の疑いが注目されるなど、生態系への化学物質の影響の重要性が認識されつつ」(P.178)あります。特に化学物質の野生生物への内分泌かく乱作用の疑いについては、前述したように、既に日本をはじめ地球規模でその汚染の影響が顕在化している現状を考えるならば、ここで取り上げられているような施策を早急に講じる必要があると思います。とりわけ、農薬類については、内分泌かく乱作用の疑いが強くもたれている物質が多々あることから、本中間取りまとめ案にもうたわれているように、「農薬の生物種・生態系への影響については、具体的な評価方法及び試験法の開発を行うとともに、農薬取締法に基づく農薬登録に際しての農薬の生態影響評価の確立」(P.178)に早急に取り組む必要があると思います。</p>	今後の施策の参考とさせていただきます。なお、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質による野生生物への影響については、第4部第2章第1節(193ページ10行目)において調査への取組について記述を追加しました。
70	411 412	4	2	1	<p>(178 ページ 3 (2) 化学物質対策)</p> <p>化学物質対策を考える上で、「従来からのヒトの健康の保護の視点に加えて、様々な化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と</p>	

					<p>管理を視野に入れる」ことは意義深く、高く評価します。この姿勢を具現化するためには、以下のような取組みを推進することを提案します</p> <p>化学物質の影響に関する調査・研究の実施とその体制の強化</p> <p>化学物質が生態系にどのような影響を与えているかについては、まだ十分な研究がなされておらず、明らかになっていないことが多くあります。特に、両性類や鳥類の研究はほとんどありません。全国的に減少が報告されているカエルや、食物連鎖の頂点にある猛禽類、水生生物を常食とする鳥類について、早急に調査・研究体制を強化し、早期対策がとれるような制度を確立する必要があります。</p> <p>生態系への影響は広範囲にわたるので、調査・研究に際しては、生態系の研究者のみならず医者や、生態系保全に関わるNGOなどとも連携することが望まれます。同時に積極的な情報公開を行い、市民参加が保障されることも不可欠です。</p>	
71	230	4	2	1	<p>(178ページ 3(2)化学物質対策)</p> <p>「化学物質対策」の項でありながら、内容は特定の化学物質「農薬」だけを強調した記載となっている。化学物質の代表があたかも「農薬」で、その対策をすれば問題が解決するようなとらえ方は不適切である。しかも農薬を、科学的に未熟であった時代のDDT等残留性のある20年以上前の農薬を念頭においた、固定観念にとらわれた農薬の解釈は説得力がない。蓄積性や長期残留性がある農薬は、現在及び将来とも存在しない。生理活性はあるが選択制のある生理活性である。</p> <p>農薬の使用は季節性があり、年間を通じての暴露はない。生態系への影響の可能性があるとしても一過性で、長期暴露による影響は考えられない。農薬による特定生物種の絶滅の話は聞いていない。</p> <p>農林水産省と環境省の連携による「田んぼの生きもの調査」の結果においても多種多様の生物が確認されている。</p> <p>このような事実からも、農薬は、既存の法のもとで適切な対策、管理が既になされていると考えられる。したがって「化学物質対策」としては、むしろ毒性も性質・挙動も不明な「未規制化学物質」の対策の方向性を示すべきと考えます。</p>	<p>ここでは従来取組の遅れている農薬の生態影響の取組について記述するものがあります。</p>
72	94				<p>環境を守ることはとても大切なことだが、そのことだけに着目してはいけない。今の農業人口で農薬を使わずに作物を作ることなど到底出来ない。また、農薬のおかげで農家の重労働が大分軽減されているのも事実。もちろん農薬は無害とは言い切れず、有害なものもあるが、人体に全くと言っていいほど無害なものもある。工業排水、化学品等の環境汚染もあり、矛先が農薬にばかり向けられるのはおかしい。</p>	

< 生物資源の持続可能な利用について > 12件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
73	346	1	1	<p>戦略骨子(事務局案)で第3の危機に含まれていた「遺伝子組み換え生物による生態系の攪乱」を削除せず「中間取りまとめ案」にも加えるべきである。今後日本での商業栽培が行なわれる可能性は少なくありません。野外で大規模な商業栽培が行なわれれば、遺伝子組換え作物の近縁種との交配や野生化によって、人為的に組みこんだ遺伝子が生態系中に拡散することは十分に考えられることです。しかも、このような遺伝子汚染は、遺伝子が生体内で複製されつづけるため、化学物質と異なり回復することの困難な不可逆的な汚染となります。</p> <p>このように遺伝子組換え生物が、遺伝子レベルで生態系を攪乱する恐れのあること、それに対して予防的な対策を行なう必要があることを認識するためにも、生物多様性の危機として第1部第1節に明記すべきです。第4部第2章第2節「生物資源の持続的な利用」(P180)にも、遺伝子組換え生物が環境に与える影響についての記述がありますが、それとは別に考えるべきです。</p>	<p>ご指摘の遺伝子組換え生物の安全性確保は重要な課題と考えており、第4部で考え方及び今後の取組について述べたところです。その生態系影響については、これまでに顕著な影響事例等が報告されておらず、わかっていない面が多いことから、「危機」として特記しなかったものです。</p>	
74	382	4	2	2	<p>生物資源の医療分野での利用がふれられている。薬用植物遺伝資源の利用はわかるが、ヒトゲノムの解析が多様性保全と関係があるとは思えない。</p>	<p>ご意見を踏まえて全面的に修文いたしました。(197ページ 1行目)</p>
75	66	4	2	2	<p>「・・・保全上特段の問題が生じた事例は報告されていません。」に「・・・保全上特段の問題が生じた事例は報告されていません。予防的なアプローチを基本とする、指針を今後示してゆきます。」と追加すべきである。</p> <p>(追加理由)安全確保のためのリスク評価管理手法等がまだ検討段階であり、具体的な記述がないことは理解できるが、少なくとも予防的なアプローチを基本とする、指針のようなものを明示すべきである。</p>	<p>(201ページ19行目) 「生物多様性の保全及び持続可能な利用への悪影響の予防の観点から」を、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の記述に追加</p>

< 自然とのふれあいについて > 18件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
76	151	4	2	3	<p>「1基本的考え方」では、自然とのふれあいの重要性について述べ</p>	<p>当該箇所は、基本的に自然とのふれあ</p>

					<p>るとともに、エコツーリズムなどによる自然環境への負荷への増大に対する問題点をも踏まえるなどの基本認識を確認された上で、自然とのふれあいに係る施策の推進に当たって今後の展開に対する慎重な配慮の必要性や留意点を示されるなど、大変すばらしいものだと思います。</p> <p>このすばらしい基本的考え方を踏まえた具体的施策においては、過剰利用による脆弱な自然生態系が破壊されている現状に鑑み「自然公園法を改正し、利用者の制限を行える制度を導入します。」といった表記もありますが、やはり保護より利用に重心が寄っているやに見受けられます。</p> <p>破壊されてしまったものの「復元」とか「再生」という語句も目に付きますが、これらは当然重要なことであり、今後の施策としては結果が出てからの利用制限といった考え方ではなく、原因の段階での利用制限を導入するなど今以上に積極的な保護を実施することが自然とのふれあいの場の確保という観点からみて不可欠ではないでしょうか。</p> <p>このような制度の導入に当たっては、基本的な考え方を国民に広く正しく受け入れていただくための施策の展開が最重要と考えますが、その辺の表記が希薄に思われます。</p>	<p>いを推進する施策を記述しているため、「保護より利用に重心がよっている」かのような印象をお受けになったかもしれませんが、生物多様性保全のためには、持続可能な利用が前提であり、自然の保護と適正な利用のどちらもが重要と考えております。また、自然公園法の改正については、別途詳細に記述していることから重複を避けるため、当該箇所では簡潔な表現にとどめております。</p>
77	143	4	2	3	<p>p.190の22行目に「通過型観光と呼ばれるようなマス・ツーリズム」を「自然とのふれあいのひとつの形態である」という認識を、現状に合わせて明記することは、矛盾する。現状を少しでも改善していくべき方向性が示されるべきである。</p>	<p>マス・ツーリズムといった利用形態が依然として観光の主流を占め、自然公園等においても数多く見られる利用形態であるという現状を十分に認識した上で、ご指摘のとおり、より良い自然とのふれあいを推進するための施策を講じていく必要があると考えております。</p>

< 動物愛護について > 7件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案	
78	317	4	2	4	<p>(216ページ) 飼養動物を放つことの影響を十分に周知するとともに、飼育動物の個体を判定できるような方法を用いて、野に放したことが判明した場合は対象者への罰則も必要ではないかと思われる。また、移入種の排除が必要な場合も、動物愛護団体への説明の機会が取れるような方策も必要と思われる。</p>	<p>飼育動物の管理については、飼育者の責任の明確化も含めて検討してるところです。</p> <p>動物愛護管理法に基づきペット動物の飼養保管基準の策定について検討を行い、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(案)」をとりまとめたところです。</p>

						この基準（案）では、野生動物等の飼養について、生物多様性保全をも考慮した内容を盛り込んであり、今後、この基準の普及啓発を図っていくことにより、動物等の適正飼養を推進していくとともに、動物の遺棄が、動物愛護管理法に違反し罰則を伴うものであることの周知を図っていきます
79	684	4	2	4	（217ページ） 愛護推進員や協議会・・・賛同いたしますが、このような本当に監視体制を充実させないと、地方でも都市部でも、監視体制にひっかからない動物が後を絶たないのでは。また個人飼育ばかりではなく動物園においても、動物福祉に反するような飼育状況をしばしば目にしますが、どうかかしていただきたいです。	改正動物愛護管理法に基づく動物愛護推進員・協議会制度については、地域における行政と民間団体等の連携による飼い主責任サポートのためのネットワーク形成を目的とするものであり、その活動が地域の実情に応じ推進されるよう、支援を行っているところです。 また、動物園については、動物愛護管理法に基づく動物取扱業として、動物の適正飼養を図っているところです。
80	383	4	2	4	（216ページ） 動物愛護・管理について、ひとつの節が設けられているが、独立した節にするべきではない。動物をかわいがることはまったくそのとおりだが、それと多様性保全とは無関係である。ただし、ペットの野生化については、ヤマネコなどで見られるように非常に大きな問題があるので、移入種との関連で論じることにしたほうがいい。	動物の愛護管理は、動物の愛護だけではなく飼養動物の適正な管理をその内容にするものであり、環境基本計画において、野生動物の保護管理を含む自然環境の保全のための基盤となる共通的事項に位置づけられているところです。

< 調査研究・情報整備について > 36件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案	
81	364	4	3	1	モニタリングは基本的視点にあげられている科学的認識に欠くことができないし、理念にあげられている予防的順応的態度を持つことにも不可欠です。 1000箇所の定点は地点数が不足であると考えます。都道府県当たりによれば20箇所強に過ぎません。生物多様性からみた国土の構造的把握では6つの構造があげられているので、都道府県当たり20箇所強では少なすぎます。 監視項目については対象とする生態系のスケールに応じた項目が求	1000箇所については当面の目標を掲げたものであり、今後具体的進捗状況を見ながら必要があれば見直すべきものと考えています。 なお、生態系はその特性に応じた広がりをもつものと考えられます。1000箇所はその広がりを持った生態系の数として考えており、各生態系をモニタするに

					<p>められます。 203頁の記載では、生態系が、単一の生態系を指しているものと生態系複合（景観）を指しているものがあり、スケールがはっきりしません が、対象を明確にし、監視項目の設定とその解析方法を明確にしてほしいと思います。 モニタリングの実施にあたって多様な主体の参画を得ることに賛成です。多様な主体が参画するためにはデータの共有が必要です。保護のためには公表できないデータが含まれている可能性が大きいので、一層、データの取り扱い方について現場の状況に応じたきめ細かい対応が望まれます。</p>	<p>あたり1サイトあたりの具体的な調査ポイント数は1～複数になり、調査対象地点としては1000箇所以上となること が考えられます。 また、生態系スケールに応じた項目を設定しなければならないのは、ご指摘のとおりであり、実際のモニタリングサイト設置・モニタリングの実施を具体化する中で対象、項目設定、解析方法等を個別に検討していきます。</p>
82	389	4	3	1	<p>第4部第3章第1節（203ページ）で生物多様性センターについて述べられています。同センターは生物多様性保全に貢献するための中核的拠点として設立されました。同センターは生物多様性条約に基づいて設けられたクリアリングハウスメカニズム(CHM)のナショナルフォーカルポイントに登録され、国際的にも極めて重要な位置を占めています。そして、生物多様性情報整備やさまざまな環境保全事業に重要な貢献をしています。これらの業績は高く評価されます。しかし、同センターには専任の生物多様性研究者、とりわけ分類や系統に関わる研究者が配置されていないため、研究に基づく機能を発揮できていません。今後、同センターの活動内容について広く研究者や関係機関の意見を求め、機能の充実及び発展に努めるべきでしょう。</p>	<p>生物多様性センターでは、自然環境保全基礎と調査検討会を設置し、各分野の研究者のご意見をいただきながら調査を進めているところです。ご指摘を踏まえ、今後さらに学会・研究者とのネットワークの構築・強化を進め、一層の充実を図ります。</p>
83	728	4	3	1	<p>（7）農地における調査 「田んぼの生き物調査」結果には生物指標の観点がなかった。また、農法による違いは生態系や生物多様性に与える影響が大きいにもかかわらず、考慮していなかった。農地における調査は積極的にNPOなどと協働して行ってほしい。</p>	<p>今回の調査は、農村地域において、どのような魚類が生息しているかという、生息の確認を目的として行ったものである。今後、調査の継続により、生物指標を考慮した結果の取りまとめについて、取り組んでいきたいと考えています。 農法の違いによる調査については、今後の調査の継続により取り組んでいきたいと考えています。 調査におけるNPOの参画については、昨年調査で一部子供エコクラブの協力を得たところであるが、今後とも引き続きNPOや地域住民の協力を得て調査を行いたいと考えています。</p>
84	663	4	3	1	<p>生物多様性条約のナショナルフォーカルポイントに指定されている生物多様性センターでは、生物多様性情報システム（J-IBIS）を通じ</p>	<p>データの互換性の問題は、フォーマットの問題のみならず精度の問題等、多岐</p>

				<p>て、自然環境保全基礎調査をはじめとする生物多様性情報がホームページ上で閲覧できるようにしている。しかしながらGIS（地理情報システム）を用いた生物多様性情報に関しては、他省庁のデータと相互換性がないのが現状である。基礎的な生物多様性地理情報と行政的な情報をオーバーレイして分析ができるよう、関係省庁が共通のフォーマットを使用するよう統一を図る必要があることを明記すべきである。</p>	<p>にわたります。「調査手法の標準化」は、調査目的の設定から、データの収集方法、蓄積方法にいたる一連の流れを包括的に示したもので、ご指摘の点を含むものです。また、クリアリングハウスメカニズムの構築により、データ互換性に関する情報も共有できるようになることから、今後はこのような混乱は少なくなるものと考えられます。</p>
--	--	--	--	---	---

< 教育・学習について > 27件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案	
85	664	4	3	2	<p>第2節「教育・学習、普及啓発および人材育成」のタイトル冒頭は、明確に「環境教育・学習」とすべきである。第2節「教育・学習、普及啓発および人材育成」の前文の中に、これらの教育の内容のひとつに人間と自然のかかわりについての文化・歴史・社会システムとその地域性も含まれることを明記すべきである。それは、p215「才都市の自然における環境教育・環境学習」で述べられている都市域も含めて重要である。</p>	<p>意見を踏まえ、1の前文第2段落に以下の文章を追加します。（118ページ10行目） 「また、環境教育・学習では、人間と自然のかかわりについての文化・歴史・社会システムとその地域性について伝えることも重要です。」</p>
86	665	4	3	2	<p>「環境教育・環境学習の具体的施策」では、ア学校、イ社会教育、ウ青少年教育、エ自然公園等、才都市の自然、カ森林、キ水辺、ク農村、ケ天然記念物活用施設と場の設定ごとに施策が記述されているが、森・川・海の流域で捉える活動や地域のなかでの連携された活動が広まるなか、生物多様性を考えるうえでも、場や環境を細かく分けて考える施策が妥当だとは思えない。各環境下で行われている施策を連動させることによって効果が求められることもある。 「ア学校における環境教育推進のための施策」において、地域で活動している環境保全や環境教育のボランティアの活用することの必要性が明記されるべきである</p>	<p>ご意見を踏まえ、1（2）の前文に下記の文章を追加します。（228ページ32行目） 「今日、学校において、社会において、また、自然公園、森林又は水辺など様々な場において環境教育・環境学習に関する施策がN G O等様々な主体により行われています。これらの各主体が協力連携しながら、これらの場所で行われている施策を連動させ、より効果的な環境教育・環境学習を進めていくことが重要です。」</p>
87	137	4	3	2	<p>生物多様性という言葉があまりに存在感の薄いものであり、教育と普及啓蒙の必要性を強く感じます。 同業者である医療関係者、あるいは異業種の方々とのお話の中で、生物多様性を理解はおろか印象にさえ残っていないという人が多くを</p>	<p>環境教育・環境学習は、重要な政策手段として位置づけるとともに、普及啓発についても各施策に項において記載しています。これらに関する普及啓発も含め、</p>

				占めるように思います。また、ペット愛好家と称される人々の大多数がこの言葉を知らずにいるのにも驚きます。敢えてペット愛好家を挙げさせてもらったのは、ペットや特に哺乳動物をこよなく愛する個人・団体が、生態系コントロールの為の施策を非常に強く妨害することが往々にしてあるからです。多くの人に生物多様性の必要性を感じてもらおうこと、間違った認識を是正することによって、より大きな活動が可能になるのだと思います。	環境教育・環境学習に関する施策を進めていきたいと考えております。
--	--	--	--	---	----------------------------------

< 経済的措置について > 8 件

No		部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
88	732	4	3	3	ドイツの中山間地の直接支払制度に習い、在来生物や希少生物の保全をしている農地に対しての支払制度の導入を検討していただきたい。また、この制度が三面コンクリート張り水路や暗渠排水の建設に使われていないかどうか、十分な環境への配慮がなされた工事が行われているかどうかを補助の審査基準・中間報告事項としていただきたい。	中山間地域等直接支払制度は、平地地域との農業生産条件の格差を補正することにより、農業生産活動等の継続を通じて、中山間地域等における耕作放棄の発生の防止を図ることを目的として実施されているものであることをご理解いただきたい。
89	733	4	3	3	事業や会計の公開が義務づけられているNPOへの助成を進めてほしい。NGOを名乗る民間団体にはまともな監査がなされていないか、官公庁OBが名を連ねて市民運動も行っていないで企業や自治体のために動いたり肩代わりしてシンポジウムなどの事業を行っている団体もあるが、環境保全等への市民活動に真面目に地道に取り組んでいる団体にこそ助成をしてもらいたい。	地球環境基金等をご活用ください。なお、1(2)アの地球環境基金の助成対象はNGOだけでなく、NPOや法人も含むことから、単に民間団体とのみ記すこととします。
90	492	4	3	3	民有林の育成策が明確でない。民有林は相続税等の問題を抱えている、もっと具体策を採るべきではないか。	森林の有する多面的な機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展の観点から、平成14年度においては林業経営の実態等も踏まえ、山林相続税の新たな軽減が図られることとなっています。具体的には、(1)制度面では、森林施業計画対象森林に係る林地及び立木の課税価格を減額する精度の創設、延納制度において、施業計画対象森林の延納利子税率の引き下げ(1.6%→0.6%)及び課税相続財産の価額に占める対象立木価額の割合の引下げ(30%→20%)。(2)相続税評

											価の面においては、特に公益的機能の発揮を重視する森林(水土保持林、森林と人との共生林)の適正な評価など大幅な見直しが行われることとされています。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

< 国際的取組について > 3 2 件

No		部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
91	366				生物多様性条約に米国が加盟していない一方、日本が18番目の加盟国として先進国でも先駆けて条約に加盟したことは高く評価されている。今後、条約のもつ3つの目的に沿って、具体的な施策を実施していくとともに、国際社会で条約の目的遂行のためにリーダーシップを発揮すべきである	努力していきます
92	348	4	3	4	「第4節国際的取組」において、アメリカ合衆国の「生物多様性条約」への参加を日本政府として強く要求していくべきであると考えます。生物多様性条約では第1条で「遺伝資源の利用によって生まれる利益の公平で平等な配分」を規定しています。世界最大のバイオテクノロジー推進国であり、生物資源の多様性の経済的な恩恵を最も享受しているアメリカ合衆国が生物多様性条約に参加していなければ、生物多様性条約におけるこれらの規定(=開発途上国への適切な利益配分)が実質的に空文化してしまう恐れがあるでしょう。	ご意見を踏まえ、1(1)締約国会議等での取組(248ページ)として次の文章を挿入します。 「更に、生物多様性条約の更なる効果的な実施のためには、最大のバイオテクノロジー推進国である、米国の参加が必要であり、我が国は、米国が本庄約ひいては「バイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書(仮称)」へ参加するよう促進していきます。
93	69	4	3	4	現状のみの表記となっているが、日本がITTOへの最大資金拠出国であることを考えると、その資金拠出の効果の分析を行うとともに、今後の関わり方そのものの検討も追加すべきである。	ITTOへの資金拠出の効果分析については、本年度開始の事業から、相手国に対して調査票を送付することなどによって、効果分析を行う予定となっているところです。 今後の関わり方については、既に、第4部-第3章-第4節-4-(2)-オにおいて、我が国として、ITTOへの拠出を含めて、生物多様性保全に関する技術協力、資金協力を推進する旨、明確に位置付けているところです。

94	671	4	3	4	ワシントン条約に関しては、「付属書 I~III に掲げられている種の輸出入の規制を・・・行っています」と記述されている。しかし実際には、付属書 II 以下の動植物についてはほとんど規制がなく、輸出入のデータさえもきちんと把握できていないのが現状である。付属書 I の記述の後に、「付属書 II に掲げられている種についても、輸出入の現状を把握し、適切な規制を実施します」と記述すべきである。	附属書 掲載種の国内での規制は現在のところ検討していません。
95	734	4	3	4	生物多様性に関する国民の理解を深めるために、生物多様性条約及び同締約国会議に関する国民への情報共有について、上記の当該箇所に具体的な方策を盛り込んでいただきたい。 ラムサール条約締約国会議の決議・勧告集と概要が、NGO等の協力もあり日本語で公開されているのに比べ、生物多様性条約締約国会議に関して日本語で入手できる情報は少なく、政府のHPに掲載されている情報量はわずかである。国家戦略の樹立、あるいは推進の基本となり参照されるべき締約国会議の議事録、決議集、あるいは科学技術助言補助委員会（SBSTTA）の勧告等については、政府として積極的に国民に共有化を図るため、HPに和訳文を掲出するといった情報提供の方策を具体的に記述してほしい。	1（1）締約国会議等での取組の最後248ページ9行目において「締約国会議やSBSTTA等における議論の状況や主な決議、勧告の内容をインターネット等により広く公開します」と記しています。なお、この公開とは日本語によるものです。

< 地方公共団体について > 7件

No	部	章	節	意見要旨	回答（対応）案	
96	158	3	1	3	流域を一体的に保全するためには、流域は複数県にまたがることが多いことから、一つの県だけの取組には限界があります。流域や沿岸域などの広域的視点については、県域を超えた広域ブロック毎あるいは流域毎に計画づくりをすることが不可欠であり、そのための仕組みづくりについても言及すべきであると思います。	ご意見を踏まえ、次のとおり修文いたします。 「...可能にしていくことが必要です。流域は多くの場合、複数の地方公共団体にまたがり、行政界を超えた広域的な取組が求められます。奥山、...」
97	162	3	2	4	里山等も含め、地域の健全な生態系を維持、再生するためには、継続した維持管理がどうしても必要ですが、自治体の財政や市民のボランティア参加だけでは困難であると思います。地域における生物多様性や健全な生態系の維持は、そのまま国全体の生物多様性保全に貢献していることにかんがみ、自治体への補助金やNPOに対する補助金、税制措置等の財政的支援をお願いします。特に、地域ごとの自主的積極的な取り組みを促進するためには、自治体と協力して活動を行うNPOに対する補助金は有効と思います。	ご意見の趣旨については、68ページで様々な仕組みの必要性について記述しているところであるが、ご意見等も踏まえ、法制度の重要性についても追加記述した（68ページ24行目）。

< 国家戦略の点検について > 6 件

No		部	章	節	意見要旨	回答(対応)案
98	673	5		3	<p>戦略実施状況の点検については、p.248に「生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、毎年、国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告するとともに、条約の規定に基づく締約国会議への報告に反映させます」と記述されているが、これまでは関係NGOへのアンケート、環境省ホームページにおけるパブリックコメントなどの方法で意見を求めたに過ぎない。そのためNGOの関心は国家戦略から遠ざかり、ついにはわずか2～3の意見しか集まらない状況となってしまった。実施状況の点検にあたっては、中央環境審議会においてNGOから意見聴取を行うなど積極的な取り組みが求められる。その点を記述すべきである。</p>	<p>ご指摘の点は、今後、点検の具体的な進め方を検討する際に考慮いたします。</p>
99	735	5		3	<p>現在、生物多様性国家戦略は省庁間連絡会議により原案が作成された後、関係閣僚会議で決定されている。しかし、その推進において統合的な事務局が欠けている。生物多様性保全は様々な省庁が協調的に関わって初めて達成されるものであってみれば、省庁間の連携を促進し、あるいは進捗を管理する、各省庁から独立した常設的な推進機関が創設されるべき。</p> <p>またこの推進機関には、関係分野の科学者から成る第三者機関としての科学委員会を置き、施策の進捗と効果をチェックする働きを持たせるべきである。</p>	<p>中環審の場を活用して、施策の進捗状況について科学的な立場からフォローアップがなされるよう工夫していきたいと考えます。</p>

< 新国家戦略案についての全体評価 > 29 件

No		部	章	節	意見要旨
100	30				<p>新戦略案は現行の戦略に比べると、具体的で実効性のあるものになった。</p>
101	114				<p>現行戦略は各省庁の施策の寄せ集めに過ぎなかったが、新戦略では「連携・共同」「多様な主体の参加」を重視し、統合的な施策を目指している点は評価できる。</p>
102	130				<p>非常にすばらしい内容になっているが、絵に描いた餅にならないか心配。実効性のあるものとするため、策定後は、法整備、人的適正配置、予算確保、連絡調整を期待する。</p>
103	135				<p>国がこのような計画を策定していることに驚いた。これからの時代に取り組むべき最優先事項であり、この戦</p>

				略を遂行する人材の育成と人材の就職の機会の拡大を図って欲しい
104	502			旧・戦略の策定では、官僚主導で民意の反映が乏しいという批判があったが、改定にあたっては、ほぼ1年をかけて専門家やNGOを交えた懇談会を開催し、また素案の策定まで審議会の小委員会を中心に行なった。しかも関係省庁やNGOのヒアリングを含めて、議論を公開で行ったことは大いなる前進と評価できる。
105	527			本戦略は、今後の我が国における生物多様性の確保の根幹をなすもの。委員各位に敬意を表する
106	760			全体として、多面的な視点から生物自然環境問題の現状と今後の取り組みの方向が包括的によくまとめられ、国家戦略として今後施策のあらゆる面に自然環境の視点を貫くのだという姿勢が見えて、大変すばらしいと思いました。また、関係するさまざまな法律や条約との絡みがわかり、大いに勉強になりました。
107	206			陸域の様々な自然環境に対して非常にきめ細かな対策が検討されているのに対して、海域についての記述が極めて不十分である。海域に関する記述は、湿地の一部としての干潟・藻場・サンゴ礁に関する記述・対策が殆どだが、実際には、様々な海域の自然環境の荒廃は目を覆うものがあります。
108	139			生物への直接影響に対する対策はほぼ十分なほどに書き込まれているが、食糧や餌の大量輸入による非循環型大量排出がもたらす水質への影響、木材輸入とそれにともなう国内林業の衰退に見られるような海外と国内の環境スワップの影響、温暖化による生物種の北上といった間接的、長期的影響についての対策が少ない。
109	333			膨大な資料にもかかわらず、その要旨に相当するものがなく趣旨が理解しにくい。本案に全体要旨が必要。
110	504			もう少し関係分野の専門家を上手に使いえなかったのかという点が残念である。公開された懇談会や審議会の議論を聞く限りでは、これほど広範な問題で、なおかつ今後の国家経営に重大な影響を及ぼすと見られる戦略の策定に、専門家の関与がいささか少ないのではないだろうか。
111	30			昨年3月から行われた「生物多様性国家戦略懇談会」や「中央環境審議会、生物多様性国家戦略小委員会」を見ると、国家戦略を検討する為にバランスの取れた委員構成とは言い難い。特に沿岸・海洋については、専門家が欠けていた。
112	528			生物多様性の保全とそれに関する提案の具体性に比べて、人間活動のあるべき姿に関しては具体性に欠け、行動指針を示すにいたっていない

<パブリックコメントの実施方法について> 6件

No	部	章	節	意見要旨	回答(対応)案

113	258			<p>パソコン（インターネット）を使用することが可能な一部の方々だけにパブリックコメントを求めていることは疑問。農業従事者の意見が重要だと思うが、余りパソコンは普及していない。もっと幅広くパブリックコメントを求めていく必要がある。</p>	<p>今回のパブリックコメントでは、インターネットを利用されない方向けに、各地の自然保護事務所に備え付けたり、ご請求により資料を送付するようにしていたが、次回は、よりが場広いパブリックコメントの実施について検討します。</p>
114	331			<p>今回の資料は極めて膨大な量であり、かつ、非常に重要な内容を含んでいるにもかかわらず、国民の意見を聞く期間が3週間しかないのは短すぎるため、期間を延長すべき。</p>	<p>パブリックコメント案は、1月下旬の第5回小委員会での素案をベースにしており、実質的には1月半の期間を設けていたものと考えている。ただし、パブリックコメントになって初めて知った方も多く、次回は早めに幅広くPRするようにしたい。</p>
115	350			<p>このパブリックコメントがどのように利用され、どのように反映されたのかをきちんと情報公開してほしい。また、業界団体等からの不当な圧力を防ぐため、寄せられた意見はすべて公表するよう求めます。</p>	<p>パブコメでいただいたご意見については整理の上、結果を公表する予定。寄せられた意見も個人に係る情報を除き、全て公開します。</p>

< 戦略のPRについて > 7件

No		部	章	節	意見要旨	回答（対応）案案
116	252				<p>新国家戦略は、より多くの国民に興味を持ってもらうために、写真、図表をふんだんに用い、少なくともわが国の自然に関心のある人、すべてが手に取るような冊子にしてほしい。</p>	<p>新生物多様性国家戦略の概要版、資料集などを作成し、市販する予定です。</p>
117	295				<p>一大運動とし、この戦略を生かすため、コンパクトな要約報告書を作成し、各地で啓発のイベントを開催されたい。</p>	<p>概要版リーフレットを作成し、各種イベントや全国の自然保護事務所等で配布する予定です。</p>